

<<<<<<参考資料>>>>>>

【ホーユウパレス福島松川自治会 2023年4月21日作成】

【資料1: 自治会の見直し・改善に関する7つのQ&A】

Q1 「自治会」って、ナニ？

A：居住する方々の親睦・交流を主な目的とする任意団体です▶【資料2、8、9】参照

マンションに住む人が会費を出し合って組織している地域共同体です。各地域にある「町内会」と同質・同様の組織と言えます。主に建物の維持管理などをする「管理組合」に対し、財政・運営も独立した別の団体です。

Q2 これまで、どんな活動をしてきたの？

A：居住者が楽しく交流できるような行事の開催、気軽に利用できる設備の充実、地域・町内会との連携などをすすめてきました▶【資料4、9】参照

設備の充実と共に、季節の行事を開くなど交流の場を設けています。いざという時に、相談や支え合いができるような共同体、子どもや高齢者、障害を持つ方など様々な立場の人が安心して暮らせる環境を目指しています。また、地域の防犯・防災のため、マンション外の地域の方々（町内会）との交流や連携もすすめています。

Q3 自治会の、何が問題なの？

A：活動内容が居住者全体になりにくい、運営のあり方、町内会との連携など、改善すべき大小様々な問題があります▶【資料3、7】参照

行事などを開いても、参加しない(できない)方々にどのような配慮をすべきか、望ましい地域共同体として何が必要なのか、同質・同様の町内会とどのように連携すべきか、役員の過度な負担などが、これからの主な課題です。

Q4 改善するためには、どんな考えがあるの？

A：①組織はそのまま、活動のあり方を見直し、運営上の改善をすすめる▶【資料2、5】参照
基本的に[Q2]の考え方に基づいた改善案です。その上で[Q3]の明らかになってきた様々な問題を、居住者の方々と支え合いながら改善していくことです。地域共同体(コミュニティ)を大事にした考え方です。

Q5 その他に、考えられることは、ないの？

A：②活動を縮小・最小限に ③自治会を廃止、などがあります▶【資料6】参照

不要な煩わしさや負担は最小限になりますが、主に次のような新たな問題が派生します。②は、居住者や役員の負担は軽くなりますが、本来の役割がほとんど出来なくなります。③は、組織が一本化して運営を合理的にすすめることが出来ますが、居住者と非居住オーナーへの配慮、法的な問題などを解決しなければなりません。

Q6 「自治会」と「町内会」、どんな関係なの？

A：行事の参加・協力、地域の防災などで交流、連携しています▶【資料7、8、10】参照

御山越地区内に建つマンションとして、地域の方々との交流は大事です。また、地区内の防犯・防災などの点で連携は欠かせません。他方、自治会と町内会は同質・同様の地縁団体という考えですと、活動や負担が二重になっているとも言えます。町内会から分離するなどの考えもありますが、地域社会の連帯などの観点から望ましいことではないと考えられます。町内会の運営やあり方についても、見直し改善の方向ですすすめることが大事です。

Q7 これから、見直し・改善はどのようにすすめるの？

A：アンケートの結果をもとに、協議・検討し、必要に応じ総会等で意見交換などを行い、見直し・改善策を実行します

居住者の皆様から広くご意見・ご要望等をいただき反映すべく、①アンケート実施 ②集計結果の公表 ③班長会議での意見交換 ④総会での意見集約などの計画をしています。様々な問題を抱えながらも、自由で闊達なご意見をいただきながら、自治会のさらに望ましい運営やあり方を模索していきたいと考えております。

【資料2: 自治会^{じちかい}と管理組合^{かんりくみあい} (当マンションの2つの組織、その役割や目的などの違い)】

| | 自治会 (じちかい) | 管理組合 (かんりくみあい) |
|------|---|--|
| 性格 | 居住地域の任意団体 (法的な位置づけなし) | 区分所有法に定められた法的な組織 |
| 構成員 | 居住者(賃貸含む)=任意加入 | 区分所有者=義務加入 |
| 目的 | 「…親睦と発展を図るため、連絡・環境の整備等、良好なマンション生活の維持及び形成に資する共同生活を行う…」(規約第1条抜粋) | 「…区分所有者の共同の利益を増進し、良好な住環境を確保する…」(規約第1条抜粋) |
| 主な役割 | 居住者のソフト面のサポート 1. 親睦と福祉増進のためのイベントや定例会などの企画・運営 2. 教育・文化・体育・衛生に関する連絡や資料提供 3. コミュニティ(*)の醸成 4. マンション外の地域の住民(町内会)との交流・連携 | マンションの建物・設備などのハード面の維持管理及び管理費・修繕積立金の管理 1. 建物・敷地・設備など共有施設の維持・管理 2. 共有部分の安全管理、共同生活面の秩序の維持・管理 3. 管理費・修繕積立金の管理 4. 管理会社・警備会社の管理 |

(*)コミュニティ：居住地域を同じくし、利害をともしにする共同体。地域社会。

核家族化がすすみ、個々の自由が尊重される一方で、地域コミュニティはますます希薄になっている。子どもや高齢者、障がい者を含め、様々な立場の人が生き生きと暮らすため、欠かせないものである。

【資料3: 自治会についての意見、問題点など (3.17班長会議の意見交換から〈ホーユウパレスたより3.27抜粋〉)】

- ・自治会活動で良かったと感じた行事は、いも煮会やもちつき大会だった。
- ・仕事をしていると行事の参加は難しいが、1部の参加でも活性化には良い。
- ・コロナ禍でマスクが手に入らず、全戸配布された時はうれしかった。
- ・町会費への支出をもう少し安くできると良い。その分災害に備えてプールしたり自治会費に繰入れたい。
- ・市内のマンションでは、町内会に加入していないところが多い。町内会と自治会は自治組織(地縁団体)で内容が重なる部分があり会費が2重と言える。
- ・町内会の会費支出には、寄付金や協賛金、義援金などあり、行政の肩代わりの部分があり、見直してもっと会費を安くしてほしい。
- ・去年の町内会スタンプラリーは当マンションの子供たちも参加していた。
- ・地域の防犯や秩序の維持など町内会の役割も一定あり、また町内会の行事に参加したり避難訓練など共同で取り組めることは良い。
- ・今後居住者の意見をきちんと聞いていく必要がある。新たに子育て世代が増えたりしているようなので、アンケート等で行事の希望なども聞いていく必要あり。

コロナ禍となり、この3年間ほぼ自治会活動ができなかった。ゆえに自治会費をあつめても、何もできない状態であらためて存在意義が問われている。「自治会は、なくても良いのでは？」と言った声の一方で、子どもや高齢者、障害を持つ方など様々な立場の人が安心して暮らすために、地縁共同体は安易にはなくせない。

【資料4: 集会室の利用と主な備品・居住者サービス(管理規約、使用細則、確認事項から要約)】

- ① 通常利用: 平日の午前9時～午後5時(時間内なら、いつでも施設・設備を利用できます)
- ② 通常時間外利用: 許可制です。事前申請(申請書を管理事務所へ提出)で利用できます。

<集会室利用条件と禁止事項>(参考:「集会室使用細則」第3条、第8条)

【好ましくない行為の禁止】管理上支障のある会合、風紀や秩序を乱すおそれのある行為

【迷惑行為の禁止】夜間のカラオケや大声など、近隣に騒音迷惑などを及ぼす行為

【健康・安全への配慮】感染防止対策など「新しい生活様式」の新ルールを遵守する

【整理整頓】利用後は、簡単な清掃・後片付けを行い、利用前の状態に戻す

■ 集会室の主な設備・備品

2,000冊以上の蔵書 / テレビ / ビデオレコーダー / ミニコンポ / カラオケ / ゲーム機 / お茶、コーヒーなどの湯茶セット / 冷蔵庫
 ※室内: 冷暖房完備、禁酒、禁煙

■ コピー・サービス【下表利用料金】

ただし、居住者に限り、白黒コピーの場合には1回につき5枚までは無料です

| 用紙サイズ | 白黒コピー | カラーコピー |
|-------|--------|--------|
| A4・B4 | 5円/1枚 | 30円/1枚 |
| A3 | 10円/1枚 | 50円/1枚 |

※コピーのほかに、パソコンやスマホ等を使ったプリントもできます。なお、利用の際は、管理員または役員の了解を得た上でご利用ください

【資料5: 見直し案① 組織はそのまま、運営上の改善をすすめる】

- ◆居住者間の一定程度の交流やコミュニティの醸成のため自治会組織は必要。
- ◆また、防災・防犯や共同生活面での秩序の維持、町内会を中心とする地域連携などに有効。
- ◆今後運営する上での改善・留意点(努力点)
 1. 総会議決の方針から極端に逸脱しないよう、居住者の十分な理解と合意の上で運営・活動する。
 2. 参加しない(できない)方々のことを考慮しながらすすめ、居住者間の平等性を保つ。
 3. 会議を開き協議によって組織的に運営を行う。議事録や資料を保管しデータの電子化をすすめる。
 4. 一部の役員や居住者に偏った内容の活動や運営をしない。
 5. 行事によっては、参加費を徴収するなどの手立てをする。
 6. WEB サイトなど ICT(情報通信技術)を活用した広報活動や居住者サービスを拡充する。
 7. 全員に行き届く福利厚生事業などを検討し実施する。
 8. 管理組合と自治会の関係で、今後とも組織間の経費を明確にする。

【資料6: その他の見直し案 (その問題点と課題)】

- 見直し案② 活動内容を縮小、最小限にして継続する**
- ◆自治会組織ならびに活動が形だけのものになる
 - ◆コミュニティの醸成など、本来あるべき地域共同体が失われる
 - ◆会費(予算)は最小限になるため、ほとんど活動できない
 - ◆主な役割が、町内会費の集金のためだけの組織になる恐れがある
- 見直し案③ 自治会組織を廃止して、管理組合として運営**
- ◆自治会と管理組合は、異質・別組織。自治会の現活動を管理組合で運営するのは困難が多い
 - ◆町内会費をどのようにするか、任意の行事などに支出できるのかなど、検討・調整をすべきところがある
 - ◆「賃貸居住者、居住オーナー、非居住オーナーをどのように位置づけるのか」が難しい
 - ◆管理委託会社との管理業務に関する契約内容の調整が必要
 - ◆「区分所有法」に反する危険性がある

【資料7: 町内会との連携、運営上の検討課題(問題点、改善点＝役員会議協議資料から＝)】

1. 自治会と町内会は、地縁団体(地域共同体)という点で、同質・同様の組織である。
2. したがって、自治会と町内会の各運営や活動は重複している点が多くある。
3. 居住者にとっては、重複した内容に重複した会費を納入していることになる。マンションなどの自治組織がある集合住宅の場合、町内会に加入していないところが多い。
4. とは言え、地域防災・防犯、地域秩序の維持管理、さらには行政や諸社会団体との連携など、町内会ならではの役割は欠かせない。
5. 一方、行政の不足部分を町内会が肩代わりしている部分が多々ある。また、運営が前例を踏襲するなど旧態依然としているところがある。もっと自由に闊達な意見交換が出来るような、時代に合わせた抜本的な見直しや改善が求められる。
6. 財政面でも改善の余地がある。寄付金・負担金のあり方など運営全体を見渡し、時代に合ったスリムかつ合理的な運営で会費の軽減は出来ないものか。
※町内会費＝400円／月
7. 町内会の一員としてより良い町内会の運営のために提言などをしていくことが大切だ。

自治会予算書に見る費目別支出計画

| 費目 | 金額 | 割合 |
|-----------|----------|-------|
| 町内会費 | 240,000円 | 55.4% |
| 行事費 | 100,000円 | 23.0% |
| 会費 | 20,000円 | 4.6% |
| 交際費 | 20,000円 | 4.6% |
| 予備費 | 26,916円 | 6.2% |
| 総会費、事務費 | 3,000円 | 0.7% |
| 設備用品費、会議費 | 10,000円 | 4.8% |

(第30期自治会予算)収入総額: 432,916円

【資料8: 自治会設立当初の運営と町内会】

- 設立総会 平成6年(1994)4月3日(日) 10:00 出席:20名
「自治会規約」施行、組織確立、役員会、班長会 会員数:85(賃貸居住者:40)
- 会費:200円／月(年2回徴収) 町内会費:300円／月 (自治会費、町内会費＝各自別徴収)
- 設立当初の主な行事:新年会(餅つき大会)、総会、役員会、懇親会(会費制)
- 町内会行事に参加・協力(設立当初)
夏祭り、町内対抗運動会(いも煮会)、町内対抗球技大会、冬祭り、蕎麦打ち会、防災訓練など

【資料9: 自治会の主な活動と役割(これまでの成果と問題・課題)】

※一部に管理組合業務と重複する部分を含む

①暮らし、相互扶助

- ◆おたよりの発行、資料等の掲示、居住者アンケート(共同生活のルールとマナー、注意喚起、秩序維持と支え合い=ゴミの出し方、駐車場利用、水漏れ対策、騒音、生活の向上など)
- ◆設備備品等の設置と利用促進(図書等の整備、図書・ビデオ等の貸し出し、コピーサービス、湯茶等の利用、家電機器の設置など)
- ◆暮らしの環境整備(市民一斉清掃参加、駐車場・緑地等の整備、玄関や通路などの補修、除草や除雪作業、砂場の入れ替えなど)

②親睦・交流、福祉(主に各種行事、催し)

- ◆懇親会(年間随時、役員または会員対象1994~2016)
- ◆餅つき大会・新年会(子ども餅つき・お食事・景品持ちよりゲーム、新年会1995~2016、お食事・新年会2017)
- ◆クリスマス会(映画会とお食事会、ゲームなど2005~2011、ケーキ作り2012~2018、お食事会~2019)
- ◆夏祭り(出店中心2008~2009、出店とバンド演奏2010~2013、出店とバンド、フリーマーケット2014~2015)
- ◆忘年会(役員、会員対象2008~)
- ◆お茶会(毎金曜日開催2013~)
- ◆いも煮会(芋煮の提供2013~)
- ◆花見の宴(2016)
- ◆お花見会(2018)
- ◆手持ち花火会(子ども花火会と縁日風2018~)
- ◆各種愛好会、サークル(カラオケ愛好会、映画鑑賞会、ペット愛好会、麻雀クラブ、女子会、イキイキクラブほか)
- ◆集會室は、禁酒、禁煙(2017年以降)

各種の行事などは、
コロナ禍で自粛のため、活動休止中

③地域連携(町内会の各種行事と自治会)

- ◆各種行事等への参加・協力
 - ・夏祭り(~2007)・秋祭り・オータムフェス(2010,2013~)・冬祭り
 - ・餅つき大会、新年会、蕎麦打ち会、いも煮会
 - ・運動会、球技大会など、町内対抗行事への参加・協力
 - ・年末年始行事(しめ縄作り、団子さし、バザーなど)
 - ・日帰り旅行・研修会(2015~)
- ◆防災組織の設立と組織協力、防犯パトロール
- ◆子供会、平成会への参加・協力
- ◆緊急避難について提案、施設利用提供
- ◆防災訓練、避難訓練などの協力
- ◆町内会との話し合い・関係調整(2002~2008)

【資料10: 御山越町内会への加入状況(2022.11.1現在)】

- 当マンション:入居世帯数83 町内会への納入会員数50
- 町内会全体:総世帯数459 加入数286(2022年4月現在)

「大規模集合住宅の会費納入等に関する規定(H20.4.13)」より抜粋
 第1 15世帯以上の入居者がいる集合住宅(以下「大規模集合住宅」という。)の会員数の取り扱いは、入居者世帯数の概ね70%とし、毎年度当初に会長が定めるものとする。
 第3 大規模集合住宅の管理者等は、入居者の異動に伴う会員の変動を把握し、第1で定める会員数に変更が必要と認める場合は、会長と協議するものとする。

| | |
|-----------|--|
| 1993(輔05) | 管理組合設立 |
| 1994(輔06) | 自治会設立、[1]総会、自治会規約施行、会費200円、町内会費300円/月、[1]懇親会 |
| 1995(輔07) | [2]総会、役員会、[1]新年会(餅つき大会)、町内行事参加・協力、市民清掃 |
| 1996(輔08) | 町内夏祭りなど行事協力、台車購入 |
| 1997(輔09) | 市の分別ゴミ収集始まる |
| 1998(輔10) | 居住者に訴え(環境美化、駐輪場の使用、敷地周辺道路の駐車禁止)、町内会蕎麦打ち会に参加・協力 |
| 1999(輔11) | 居住者名簿作成、砂場の砂入れ替え、エアコン設置、駐輪場整理 環境保全(深夜騒音)についてお願い |
| 2000(輔12) | 敷地内の美化活動、違法駐車一掃、町内会費300円→400円/月 |
| 2001(輔13) | 自治会行事のアンケート、管理会社変更(日本ハウズイング) |
| 2002(輔14) | 消防車両等進入口工事、会費徴収3,600円×2期 市政日より全戸配布 |
| 2003(輔15) | 玄関にスロープ設置、図書館開設、自販機設置、防犯カメラ設置 |
| 2004(輔16) | 駐車場白線引き、駐車料金6,000円→5,000円、[1]カラオケ愛好会、[1]映画鑑賞会 |
| 2005(輔17) | 使用細則施行(ペット禁止、騒音など)、[1]クリスマス会(映画、食事)、弔慰金5,000円→10,000円、 |
| 2006(輔18) | 新刊書購入、ベンチ補修、鉄棒滑り台の塗装、砂場の砂補填 |
| 2007(輔19) | [1]ペット愛好会設立、排水管洗浄 |
| 2008(輔20) | [1]夏祭り(自治会)、[1]忘年会 |
| 2009(輔21) | 大規模修繕工事、[2]夏祭り、自治会アンケート、駐輪場整理(不要自転車) |
| 2010(輔22) | [3]夏祭り、懇親会、クリスマス会、新年会(餅つき大会) |
| 2011(輔23) | 3.11大震災、臨時総会、復旧工事、放射線量測定、[4]夏祭り、規約集配布、 |
| 2012(輔24) | クリスマス会(ケーキ作り)、[1]ビデオ貸出し、ビデオレコーダー購入、排水管高圧洗浄、排水工事 |
| 2013(輔25) | 除染作業、[1]お茶会健康ヨガ、夏祭り(フリーマーケット)、[1]いも煮会 |
| 2014(輔26) | 敷地内舗装修繕、屋上防水保護塗装 |
| 2015(輔27) | 給水管入れ替え工事、駐輪場整理 |
| 2016(輔28) | [1]麻雀クラブ、全役員会、カラオケセット購入、[1]花見の宴 |
| 2017(輔29) | 自治会アンケート、餅つき大会(お食事、懇親会)、業務暫時停滞、臨時総会、警備会社SECOMに変更 |
| 2018(輔30) | [1]お花見会、[1]手持ち花火会、LED照明、電力会社変更、AED設置、講習会、備品確認・整理、会費3,000円×2期 |
| 2019(R01) | 汚染土壌撤去、緑地整備、排水本管交換、駐車場ライン引き、カート購入、EV工事アンケート、重要書類電子化 |
| 2020(R02) | 新型コロナ、感染予防対策、給水ポンプ交換、給水設備修繕、排水管洗浄、図書整理(特設図書整備委員会) |
| 2021(R03) | 2.13大震災、臨時総会、復旧工事、防犯ガードプレート |
| 2022(R04) | 3.16大震災、臨時総会、復旧工事、EVリニューアル工事、会費5,000円/年 |
| 2023(R05) | 自治会組織のあり方を検討、改善 |